

松阪市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、松阪市職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）を障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。なお、職員は、これに関連し、別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。なお、職員は、これに関連し、別に定める留意事項に留意するものとする。

(所属長等の責務)

第4条 職員のうち、所属長及び所属長その他課長相当職以上の者を監督する地位にある者（以下「所属長等」という。）は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に留意して、前2条に規定する事項が適切に遂行されるよう環境の整備を図らなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合には、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

- 2 所属長等は、障がい者を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第 5 条 職員による障がい者を理由とする差別に関して、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、総務部職員課及び福祉事務所障がいあゆみ課に相談窓口を置く。

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第 1 項の相談窓口に寄せられた相談等については、職員課において集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 4 第 1 項の相談窓口については、必要に応じて、充実を図るよう努めるものとする。

(研修及び啓発)

第 6 条 障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨、障がいに対する理解を深めさせる等に必要な研修及び啓発を行うものとする。

(職員対応要領の見直し)

第 7 条 この訓令は、法及び基本方針の見直し状況、障がい者を理由とする差別に関する相談事例の蓄積等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うものとする。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、職員の対応に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。